

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成31（令和元）年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。
 なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		22年	23年～27年	28年	29年	30年	平成31 (令和元)年	
係 属 状 況	前年からの繰越	1	0	0	1	0	0	
	新規申立	0	0	1	0	0	0	
	計	1	0	1	1	0	0	
	申立人	組 合			1			
		個 人						
	新規申立	該 当 号						
		1						
		2			1			
		3						
		4						
		1・2						
		1・3						
		1・4						
		2・3						
2・4								
1・2・3								
1・2・4								
終 結 状 況	取下和解	和解以外の取下	1					
		和 解	関 与			1		
			無 関 与					
	計	1			1			
	移 送							
命令・決定	全 部 救 済							
	一 部 救 済							
	棄 却							
	却 下							
計								
終 結 計	1			1				
次 年 へ 繰 越	0	0	1	0	0	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区分	22年	23年～28年	29年	30年	平成31 (令和元)年
100日未満	1				
100～299日			1		
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					